



「災害時における愛玩動物への救護活動に関する協定」の締結について

令和4年3月24日
広域防災局

関西の府県・政令市では、地方獣医師会等の協力を得て、災害発生時の被災動物救護活動に取り組んでいます。

このたび、関西広域連合は、近畿地区連合獣医師会と、新たに協定を締結しました。これにより、関西圏域において、大規模広域災害発生時に愛玩動物への救護活動等を円滑に実施する体制を構築してまいります。

記

1 協定の概要

(1) 協定名

「災害時における愛玩動物への救護活動に関する協定」

(2) 体制の構築

大規模広域災害発生時に、関西広域連合災害対策本部と近畿地区連合獣医師会支援本部が連携し、府県を越えた支援ニーズの把握・共有に努め、支援活動を実施。

(3) 活動内容

関西広域連合及びその構成団体の依頼により、以下の活動を実施する。

- ① 飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布
- ② 負傷している愛玩動物の収容・治療・一時保管
- ③ 被災者が飼養等困難な愛玩動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- ④ 新たな飼養者探しのために情報の収集・提供
- ⑤ 愛玩動物に関する相談の実施
- ⑥ その他の救護活動

(4) 相手方

近畿地区連合獣医師会

- | | |
|----------------|---------------|
| (公社) 三重県獣医師会、 | (公社) 滋賀県獣医師会、 |
| (公社) 京都府獣医師会、 | (公社) 大阪府獣医師会、 |
| (一社) 兵庫県獣医師会、 | (公社) 奈良県獣医師会、 |
| (公社) 和歌山県獣医師会、 | (公社) 大阪市獣医師会、 |
| (公社) 京都市獣医師会、 | (公社) 神戸市獣医師会 |

2 締結日

令和4年3月24日(木)